

現在の条例

本県では昭和51年8月の東海地震説の発表を受け、東海地震対策を積極的に推進

平成7年1月17日 阪神・淡路大震災 発生

大地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、県民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要

県民は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要

地震発生直後の消火、救出、救援、避難等のための通行の確保など多くの対策を進めていくためには、行政の積極的な対応とともに、県民の十分な理解と協力が不可欠

県

防災拠点の耐震化など地震
防災対策へ万全の措置 等

県民

家屋耐震化
家具固定 等

自主防災組織

平時 防災訓練
災害時 消火・救助活動 等

事業者

自主防災組織と連携
した地域防災活動 等

平成8年3月

行政とともに県民や事業者等がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明らかにしたものであり、大地震による被害をできる限り軽減するために行うべき措置について、すべての人々の合意を示すものとするため、静岡県地震対策推進条例を制定

静岡県地震対策推進条例 ～ 改正(案)の概要 ～

静岡県地震対策推進条例のもと、本県では着実に地震対策を推進

平成23年3月11日
東日本大震災 発生

平成28年4月14・16日震度7を
観測した熊本地震が発生

貴重な教訓

災害伝承

消防団の充実強化

男女共同参画の視点

帰宅困難者対策

避難勧告の支援

観光客対策

心のケア等の配慮

避難所安全対策

津波避難のための率先した行動

防災教育

復旧及び復興

など

県、県民及び事業者等の責務
を明らかにすることにより、県民
や事業者等による主体的な取り
組みを促す必要がある

条例改正が必要